

東京都板橋区二次予防事業対象者把握事業実施要綱

(平成24年3月30日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第1号に基づき、二次予防事業対象者把握事業（以下「把握事業」という。）を適確かつ効果的に実施するため、必要な実施方法を定める。

(対象者)

第2条 把握事業の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

(1) 板橋区内に住所を有する者

(2) 法第9条第1号に規定する第1号被保険者

(3) 法第27条による要介護認定又は法第32条による要支援認定を受けていない者

(実施回数)

第3条 把握事業の実施回数は、同一人につき原則一年度1回限りとする。

(実施方法)

第4条 把握事業の実施方法は、国の定める地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）に準拠して実施する。

(自己負担)

第5条 把握事業に係る自己負担は、無料とする。ただし、二次予防事業参加時に医学的判断が必要となった際の費用を一部負担するものとする。

(事業の委託)

第6条 板橋区（以下「区」という。）は、把握事業の実施について、事業者等に委託することができる。

(記録の保存)

第7条 区は、把握事業の関係書類を5年間保存するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 東京都板橋区生活機能評価事業実施要綱（平成20年4月24日区長決定）は、廃止する。